

一般社団法人大学監査協会

2022年 3月 1日制定

2023年11月15日改訂

監事による内部統制に関する監査の実施基準

第1章 本実施基準の目的等

(目的)

第1条

本実施基準は、大学法人における内部統制に関する基準（2013年3月11日制定。2022年3月1日改定。以下、「内部統制基準」という。）に基づき、監事が大学法人の内部統制に関して行う監査（本実施基準において「内部統制監査」という。）にあたっての実施基準及び行動指針を定めるものである。

本実施基準は、国立大学法人、公立大学法人等の学校法人以外の大学法人に対しても、原則として、適用されるものである。

(内部統制の定義等)

第2条

本実施基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 内部統制 内部統制基準Ⅰ1.2に定めるプロセスをいう。
- 二 法令等遵守体制 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制をいう。
- 三 損失危険管理体制 損失の危険の管理に関する規程その他の体制をいう。
- 四 情報保存管理体制 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制をいう。
- 五 効率性確保体制 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制をいう。
- 六 学校法人グループ内部統制 内部統制基準Ⅳ4.1に定める学校法人グループにおける業務の適正を確保するための体制をいう。
- 七 財務報告等の信頼性確保体制 内部統制基準Ⅱ2.2(4)に定める財務報告等の信頼性を確保するための体制をいう。
- 八 ITに関する総合的な管理体制 内部統制基準Ⅱ2.3(6)に定めるITに関する総合的な管理体制をいう。
- 九 監事監査の実効性確保体制 内部統制基準Ⅱ2.4(2)①に定める体制をいう。
- 十 監事報告体制 内部統制基準Ⅱ2.4(2)③に定める体制をいう。
- 十一 内部監査部門 内部統制基準Ⅱ2.4(2)②に定める内部監査部門をいう。

- 十二 補助者 内部統制基準Ⅱ2.4(2)①に定める補助者をいう。
- 十三 内部統制決議 内部統制に係る理事会決議をいう。
- 十四 理事長等 理事長及び理事をいう。
- 十五 重大な欠陥 内部統制の整備、運用の状況において理事の善管注意義務に違反する重大な事実があると認められる内部統制の不備をいう。
- 十六 子法人 学校法人がその総株主の議決権株式の過半数を有する株式会社その他の当該学校法人がその経営を支配している法人をいう。

第2章 内部統制監査の基本的方針及び方法等

(内部統制監査の対象)

第3条

監事は、理事の職務の執行に関する監査の一環として、内部統制に係る以下の事項を監査対象とする。

- 一 内部統制の内容が相当でないと認める事由の有無
- 二 理事が行う内部統制の整備・運用の状況における不備の有無
- 三 理事会における内部統制決議の概要及び内部統制の整備・運用状況の記載が適切でないと認める事由の有無

(内部統制監査の基本方針)

第4条

- 1 監事は、内部統制が適正に整備・運用されていることが良質な学校法人ガバナンス体制の確立のために必要不可欠であることを認識し、自らの責務として理事会における内部統制決議の内容及び内部統制の構築・運用の状況を監視し検証する。
- 2 監事は、内部統制の重要性に対する理事長その他の理事の認識及び整備・運用に向けた取組みの状況並びに理事会の監督の状況（必要な事項の理事会への報告状況を含む。）など、学校法人の統制環境を監査上の重要な着眼点として内部統制監査を行う。
- 3 監事は、内部統制が学校法人及びその属する学校法人グループに想定されるリスクのうち、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに適切に対応しているか否かに重点を置いて、内部統制監査を行う。内部統制がリスクに適切に対応していないと認めた場合には、監事は、内部統制の不備として、理事長等又は内部監査部門に対して適時に指摘を行い、必要に応じ理事長等又は理事会に対して助言、勧告その他の適切な措置を講じる。
- 4 監事は、内部統制の実践に向けた規程類及び組織体制、情報の把握及び伝達の体制、モニタリング体制など内部統制の構成要素が、前項のリスクに対応するプロセスとして有効に機能しているか否かについて、監視し検証する。
- 5 監事は、理事会及び理事長等が適正な意思決定過程その他の適切な手続を経て内部統制

の整備・運用を行っているか否かについて、監視し検証する。

（内部統制決議に関する監査）

第 5 条

- 1 監事は、内部統制決議につき、以下の観点から監視し検証する。
 - 一 内部統制決議の内容が、次のイからホに掲げる事項を網羅しているか否か。
 - イ 法令等遵守体制
 - ロ 損失危険管理体制
 - ハ 情報保存管理体制
 - ニ 効率性確保体制
 - ホ 学校法人グループ内部統制
 - ヘ 財務報告等の信頼性確保体制
 - ト IT に関する総合的な管理体
 - チ 監事監査の実効性確保体制
 - リ 監事報告体制
 - ヌ 評議員会の実効性を確保するための体制
 - 二 学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応した内部統制のあり方について、決議がなされているか否か。
 - 三 内部統制決議の内容について、必要な見直しが適時かつ適切に行われているか否か。
 - 四 監事が内部統制決議に関して助言又は勧告した指摘（第 6 章に定める監事監査の実効性確保体制に関する指摘を含む。）の内容が、理事会決議において適切に反映されているか否か。反映されていない場合には正当な理由があるか。
- 2 監事は、各会計年度における内部統制の整備・運用の状況について、内部統制決議に定められた基本方針にあって整備・運用されているか否か、当該基本方針に見直すべき点があるか否かなどについて理事長等に対して評価を求め、説明を受ける。また、内部統制決議の内容の見直し等の要否を検討するため必要がある場合には、監事は、理事長等に対して、当該評価内容を理事会において報告するよう求める。

（内部統制の整備・運用の状況に関する監査）

第 6 条

- 1 監事は、前条第 1 項第 1 号に定める内部統制の各体制（本条及び第 7 条において「各体制」という。）について、本条に定める監査活動その他日常的な監査活動を通じて、第 3 章各条第 1 項に掲げる重大なリスクに対応しているか否かを監視し検証する。なお、監事監査の実効性確保体制については、第 6 章に定めるところに従い、監事は監査を行い適切な措置を講じる。
- 2 監事は、各会計年度の内部統制監査の開始にあたり、当該時点における内部統制決議の

内容及び内部統制の整備・運用の状況を把握し、内部統制監査の計画を策定する。会計年度中に内部統制決議の内容に修正があった場合には、それに応じて監査計画等の必要な見直しを行う。

- 3 監事は、理事会その他関連する会議（以下、本実施基準において「会議等」という。）への出席及び理事長等との定期的会合等を通じて、各体制の整備・運用の状況とそれに対する理事の認識について把握し、必要に応じ各体制の整備・運用等の状況等について理事長等に対して報告を求める。
- 4 監事は、内部監査部門から内部監査計画その他モニタリングの実践計画及びその実施状況及び監査結果について適時かつ適切な報告を受ける。監事は内部監査部門から各体制における重大なリスクへの対応状況その他各体制の整備・運用の状況に関する事項について定期的に報告を受け、必要に応じ内部監査部門が行う調査等への監事若しくは補助者の立合い・同席を求め、又は内部監査部門に対して追加調査等とその結果の監事への報告を求める。
- 5 監事は、前項に定める内部統制部門との連携を通じて、内部監査部門が各体制の整備・運用の状況を継続的に検討・評価し、それを踏まえて理事長等が必要な改善を施しているか否かなど、内部統制のモニタリング機能の実効性について、監視し検証する。
- 6 監事は、私立学校振興助成法に基づく監査人その他学校法人の財務書類等に関して会計監査を行う公認会計士又は監査法人（以下、「外部監査人」という。）との定期的会合等を通じて、内部統制の整備・運用の状況等に関する外部監査人の意見等について把握し、必要に応じて報告を求める。

（内部統制の不備等への対応等）

第7条

- 1 監事は、内部統制決議の内容に見直すべき点があると認める場合には、理事会に対して助言・勧告を行う。助言又は勧告等にもかかわらず、理事会が正当な理由なく適切に対応せず、かつ、その結果、内部統制決議の内容が相当でないと認める場合には、監事は、監査報告書においてその旨を指摘するものとする。
- 2 監事は、内部統制の整備・運用の状況や不備に関する監事の所見、判断の根拠について説明のうえ、改善対応などについて助言又は勧告を行う。助言又は勧告にもかかわらず、理事長等又は理事会が正当な理由なく適切に対応せず、かつ、その結果、各体制の整備・運用の状況に重大な欠陥があると認められる場合には、監事は、監査報告書においてその旨を指摘するものとする。

第3章 法令等遵守体制・損失危機管理体制等の監査

（法令等遵守体制に関する監査）

第8条

- 1 監事は、法令等遵守体制について、次の各号に掲げる重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。
 - 一 理事長等が主導又は関与して法令等違反行為が行われるリスク
 - 二 法令等遵守の状況が理事長等において適時かつ適切に把握されていない結果、法令等違反行為が組織的に又は反復継続して行われるリスク
 - 三 理事長等において把握された学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある法令等違反行為が、対外的に報告又は公表すべきにもかかわらず隠蔽されるリスク
- 2 監事は、法令等遵守体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、次の各号に掲げる事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。
 - 一 理事長等が、学校法人運営において法令等遵守及びその実効的体制の整備・運用が必要不可欠であることを認識しているか。
 - 二 理事会その他重要な会議等における意思決定及び個別の業務執行において、法務を所管する部署及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制など、法令等を遵守した意思決定及び業務執行がされることを確保する体制が整備・運用されているか否か。理事会その他重要な会議等においても収益確保等を法令等遵守に優先させる意思決定が現に行われているか否か。
 - 三 法令等遵守に係る基本方針及び行動基準等が定められ、事業活動等に関連した重要法令の内容が学校法人内に周知徹底されているか否か。反社会的勢力への適正な対応方針が学校法人内に周知徹底されているか否か。また、倫理基準、人事管理基準、組織管理基準、施設設備管理基準、安全基準等が学校法人内に周知徹底されているか否か。
 - 四 法令等遵守の状況を監視するモニタリング部門が存在し、学校法人の法令等遵守に係る問題点が発見され、改善措置がとられているか否か。法令等違反に関する処分規程が整備され、それに従った適切な措置がとられているか否か。
 - 五 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会、監事、評議員会及び外部監査人に対して定期的に報告が行われる体制が整備・運用されているか否か。内部通報システムなど法令等遵守に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが整備・運用されているか否か。

(損失危険管理体制に関する監査)

第9条

- 1 監事は、損失危険管理体制について、次の各号に掲げる重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。
 - 一 損失の危険の適正な管理に必要な諸要因の事前の識別・分析・評価・対応に重大な漏れ・誤りがあった結果、学校法人に著しい損害が生じるリスク
 - 二 学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある学校法人運営が正当な理由なく継続されるリスク

三 学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事故その他の事象が現に発生した場合に、適切な対応体制が整備・運用されていない結果、損害が拡大しあるいは学校法人運営が継続できなくなるリスク

2 監事は、損失危機管理体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、次の各号に掲げる事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。

一 理事長等が、学校法人運営において損失危機管理及び実効的体制の整備・運用が必要不可欠であることを認識しているか否か。

二 学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論がなされているか否か。

三 理事長等が、学校法人の事業内容ごとに、信用・ブランドの毀損その他学校法人存続にかかわるリスクを認識しているか否か。当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさに関する適正な評価が行われているか否か。他の学校法人における事故事例の把握、安全・環境に対する社会的価値観の変化、法的規制その他学校法人運営に係る環境及びリスクの要因の変化が認識され、それに対して適時かつ適切に対応する体制が整備・運用されているか否か。

四 当該会計年度において重点的に取り組むべきリスク対応計画を策定しているか否か。当該計画の実行状況が定期的にレビューされる仕組みが整備・運用されているか否か。

五 各種リスクに関する識別・分析・評価・対応のあり方を規定した管理規程が整備・運用されているか。定められた規程及び職務分掌に従った業務が実施されているか否か。損失危機管理の状況を監視するモニタリング部門が存在し、学校法人の損失危機管理に係る問題点が発見され、改善措置が講じられているか否か。

六 学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動の継続に関し、適時かつ適切な検討が行われているか否か。正当な理由なく放置されていないか。

七 損失危機管理体制の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、理事会及び監事に対して定期的に報告が行われる体制が整備・運用されているか否か。内部通報システムなど損失危機管理に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが整備・運用されているか否か。

八 学校法人に著しい損害を及ぼす事態が現に生じた場合を想定し、損害を最小限にとどめるために、理事長等を構成員とする対策本部の設置、緊急時の連絡網その他の情報伝達体制、顧客・マスコミ・所轄庁等への対応、業務の継続に関する方針等が予め定められているか否か。

(情報保存管理体制に関する監査)

第10条

1 監事は、情報保存管理体制について、次の各号に掲げる重大なリスクに対応しているか

否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。

- 一 重要な契約書、議事録、法定帳票等、適正な業務執行を確保するために必要な文書その他の情報が適切に作成、保存又は管理されていない結果、学校法人に著しい損害が生じるリスク
- 二 重要な事業上の秘密、ノウハウ、機密情報、個人情報その他法令上保存・管理が要請される情報などが漏洩する結果、学校法人に著しい損害が生じるリスク
- 三 開示される重要な情報について、虚偽又は重大な欠落があるリスク

2 監事は、情報保存管理体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、次の各号に掲げる事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。

- 一 理事長等が、学校法人運営において情報保存管理及びその実効的体制の整備・運用が必要不可欠であることを認識しているか否か。
- 二 情報の作成・保存・管理のあり方に関する規程等が制定され、かつ、当該規程を有効に実施するための体制が整備・運用されているか否か。
- 三 理事会議事録その他法定の作成資料について、適正に内容が記録され保存される体制が整備・運用されているか否か。
- 四 保存・管理すべき文書及び情報の重要性の区分に応じて、適切なアクセス権限・保存期間の設定、セキュリティー・ポリシー、バックアップなどの管理体制が整備・運用されているか否か。
- 五 個人情報ほか法令上一定の管理が求められる情報について、学校法人内に対して、当該法令で要求される管理方法の周知徹底が図られているか否か。
- 六 学校法人の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署が設置されているか。開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に正確かつ十分に開示される体制が整備・運用されているか否か。
- 七 情報保存管理に関して定められた規程及び職務分掌に従った管理がなされているか。情報保存管理の状況を監視するモニタリング部門が存在し、学校法人の情報保存管理に係る問題点が発見され、改善措置が講じられているか否か。
- 八 情報保存管理の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、理事会及び監事に対して定期的に報告が行われる体制が整備・運用されているか。内部通報システムなど情報保存管理に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが整備・運用されているか否か。

(効率性確保体制に関する監査)

第11条

1 監事は、効率性確保体制について、次の各号に掲げる重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。

- 一 事業計画の策定、資源の分配、組織の整備等が適正に行われない結果、過度の非効率

- 性が生じ、その結果、学校法人に著しい損害が生じるリスク
- 二 過度の効率性追求により学校法人の健全性が損なわれ、その結果、学校法人に著しい損害が生じるリスク
- 三 理事長等が行う重要な業務の決定において、決定の前提となる事実認識に重要かつ不注意な誤りが生じ、その結果、学校法人に著しい損害が生じる決定が行われるリスク
- 2 監事は、効率性確保体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、次の各号に掲げる事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。
- 一 理事長等が、建学の精神等を踏まえ、中長期的な視点に立った教育・研究を実現することを可能とする事業計画・事業目標の策定、効率性確保と健全性確保との適正なバランス等が、学校法人運営において重要であることを認識しているか否か。
- 二 事業計画の策定、資源の分配、組織の整備、管理体制のあり方、IT への対応等が、適正に決定・実行・是正される仕組みが整備・運用されているか否か。
- 三 学校法人の資源及び経営環境等に照らして達成困難な事業計画・事業目標等が設定され、その達成のため学校法人の健全性を損なう過度の効率性が追及されていないか。
- 四 理事長等が行う重要な意思決定及び業務の決定が、内部統制基準Ⅱ2.1(2)に定める観点に適合する形でなされることを確保するための体制が整備・運用されているか否か。

(学校法人グループ内部統制に関する監査)

第12条

- 1 監事は、学校法人グループ内部統制について、次の各号に掲げる重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。
- 一 学校法人が設立する私立学校又は重要な子法人において法令等遵守体制、損失危険管理体制、情報保存管理体制、効率性確保体制に不備がある結果、学校法人に著しい損害が生じるリスク
- 二 学校法人が設立する私立学校又は重要な子法人における内部統制の整備・運用の状況が学校法人において適切に把握されていない結果、学校法人に著しい損害が生じるリスク
- 三 学校法人が設立する私立学校又は子法人を利用して若しくは親法人である学校法人またはその経営を支配している者（本基準において「親法人等」という。）から不当な圧力を受けて不適正な行為が行われ、その結果、学校法人に著しい損害が生じるリスク
- 2 監事は、学校法人グループ内部統制について、次の各号に掲げる事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。
- 一 理事長等が、学校法人運営において学校法人グループ内部統制及びその実効的体制の整備・運用が必要不可欠であるか否か。
- 二 学校法人グループ全体で共有すべき理念、行動基準、対処すべき課題が周知徹底され、

それに沿った法令等遵守、損失危険管理及び情報保存管理等に関する基準が定められ、その遵守に向けた適切な啓発活動とモニタリングが実施されているか否か。

三 学校法人グループにおいて重要な位置を占める子法人、内部統制リスクが大きい子法人などが、学校法人グループ内部統制の管理・モニタリングの対象から除外されているか否か。

四 子法人の内部統制の整備・運用の状況を定期的に把握しモニタリングする統括本部等が学校法人に設置され、子法人の内部統制に係る重要な課題につき問題点が発見され、適切な改善措置が講じられているか否か。子法人において法令等違反行為その他著しい損害が生じる事態が発生した場合に、学校法人が適時かつ適切にその状況を把握できる情報伝達体制が整備・運用されているか否か。グループ内部通報システムなど子法人に関する状況が学校法人において把握されるシステムが整備・運用されているか否か。

五 子法人に監査役、監査委員会又は監査等委員会（以下本条において「監査役等」という。）が置かれている場合、当該監査役等が、第 8 条から本条に定めるところに従い、当該子法人の内部統制について適正に監査を行い、学校法人の統括本部等及び学校法人の監事との間で意思疎通及び情報の交換を適時かつ適切に行っているか否か。子法人に監査役等が置かれていない場合、監査機能を補完する適正な体制が子法人又は学校法人グループ全体で別途整備・運用されているか否か。

六 学校法人グループ内で共通化すべき情報処理等が適正にシステム化されているか否か。

七 子法人に対して達成困難な事業目標や経営計画を策定し、その達成のため当該子法人又は学校法人グループ全体の健全性を損なう過度の効率性が迫られているか。

八 子法人を利用した不適正な行為に関して、会社がその状況を適時に把握し、適切な改善措置を講じる体制が整備・運用されているか否か。

第 4 章 財務報告等の信頼性確保体制の監査

（財務報告等の信頼性確保体制に関する監査）

第 13 条

1 監事は、財務報告等の信頼性確保体制について、次の各号に掲げる重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。

一 理事長等が主導又は関与して不適正な財務報告が行われるリスク

二 学校法人の経営成績や財務状況に重要な影響を及ぼす財務情報が理事長等において適時かつ適切に把握されていない結果、不適正な財務報告が組織的に又は反復継続して行われるリスク

三 外部監査人が関与又は看過して不適正な財務報告が行われるリスク

2 監事は、財務報告等の信頼性確保体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かにつ

いて、次の各号に掲げる事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。

- 一 理事長等が、学校法人運営において財務報告の信頼性の確保及びそのための実効的体制の整備・運用が必要不可欠であることを認識しているか否か。また、財務報告における虚偽記載が適時かつ適切に発見・予防されないリスクの重大性を理解したうえで、財務報告等の信頼性確保体制の整備・運用及び評価の基本計画を定めているか否か。
 - 二 財務報告を所管する部署に会計・財務に関する十分な専門性を有する者が配置されているか。また、専門性を有する者を育成する中長期的取組が行われているか否か。
 - 三 理事長等が、財務報告の信頼性確保のために、次の各号に掲げる事項について適切に判断・対応できる体制を整備・運用しているか否か。
 - イ 学校法人会計に係る会計処理の適正性と妥当性
 - ロ 重要な会計方針の変更の妥当性
 - ハ 会計基準や制度の改正等への対応
 - ニ 損益取引における重要な契約の妥当性
 - ホ 重要な資産の取得・処分等の妥当性
 - ヘ 資産運用の妥当性（デリバティブ取引等を含む。）
 - ト 後発事象の把握と重要性判定の妥当性
 - 四 開示すべき財務情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に正確かつ十分に開示される体制が整備・運用されているか否か。
 - 五 外部監査人が適正に監査を行う体制が整備・運用されているか。外部監査人の学校法人からの独立性が疑われる特段の関係が形成されていないか。
 - 六 学校法人の経営成績や財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項についても理事長等と外部監査人との間で適切に情報が共有されているか否か。
- 3 監査報告書作成後に、当該監査報告書に係る会計年度の財務報告等の信頼性確保体制について開示すべき重要な不備の存在が判明した場合には、監事は、理事長等から意見を聴取し、その内容や改善策などについて確認するとともに、必要に応じて評議員会において監査報告書との関係等について説明を行う。

第5章 ITに関する総合的な管理体制の監査

（ITに関する事項）

第14条

学校法人内におけるITに関して次の各号に掲げる事情のいずれかが認められる場合には、監事は理事長等又は理事会に対して必要な要請を行う。

- 一 学校法人としてのITの利用に関する方針等が定められていない場合
- 二 ITの利用に関する体制が整備されていない場合
- 三 ITの利用に関する規程等が定められていない場合
- 四 IT設備等の更新等に関するルールや手続が定められていない場合

- 五 IT の手順等に関する体制が整備されていない場合
- 六 サイバーセキュリティ対策に関する体制が整備されていない場合

第 6 章 監事監査の実効性確保体制の監査

(補助者に関する事項)

第 15 条

補助者に関して次の各号に掲げる事情のいずれかが認められる場合には、監事は理事長等又は理事会に対して必要な要請を行う。

- 一 監事の監査体制に照らし、その職務を執行するために必要と認められる補助者の員数又は専門性が欠けている場合
- 二 監事の指示により補助者が行う会議等への出席、情報収集その他必要な行為が、不当に制限されていると認められる場合
- 三 補助者に対する監事の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合
- 四 補助者に関する人事異動（移動先を含む。）・人事評価・懲戒処分等に対して監事に同意権が付与されていない場合
- 五 監事から補助者に対する指示の実効性を制限・制約する事象が生じている場合
- 六 その他、監事監査の実効性を妨げる特段の事情が認められる場合

(監事報告体制)

第 16 条

監事報告体制について、次の各号に掲げる事情のいずれかが認められる場合には、監事は理事長等又は理事会に対して必要な要請を行う。

- 一 理事会以外で監事が出席する必要がある重要な会議等について、監事の出席機会を確保する措置が講じられていない場合
- 二 監事が出席しない会議等について、その付議資料、議事録等の資料が監事の求めに応じて適時に閲覧できる措置が講じられていない場合
- 三 業務執行の意思決定に関する稟議資料その他重要な書類が監事の求めに応じて適時に閲覧できる措置が講じられていない場合
- 四 理事長等又は内部監査部門が監事に対して定期的に報告すべき事項が報告されていない場合
- 五 前号の報告事項以外で、理事長等又は内部監査部門が監事に対して適時に報告すべき事項が報告されていない場合
- 六 学校法人に置かれている内部通報システムについて、監事に当該システムから提供されるべき情報が適時に報告されていない場合
- 七 監事に報告した者又は内部通報システムに情報を提供した者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されていない場合

(内部監査部門との連携体制等)

第 17 条

監事は、次の各号に掲げる事情のいずれかが認められる場合には、理事長等又は理事会に対して必要な要請を行う。

- 一 第 6 条第 4 項に定める監事と内部監査部門との連携が実効的に行われていないと認められる場合
- 二 前号に定めるほか、監事と内部監査部門との実効的な連携に支障が生じていると認められる場合

(監査費用)

第 18 条

監事は、監査費用に関して、次の各号に定める事情のいずれかが認められる場合には、理事長等又は理事会に対して必要な要請を行う。

- 一 日常の監査活動等に必要な費用について、予算措置等の監査費用の前払及び償還の手続が定められていない場合
- 二 監事が必要と認める外部の専門家の助言を受ける費用の前払又は償還が受けられない場合
- 三 監事の役割・責務に係る理解を深めるために必要な知識の習得や適切な更新等に適合した定期的研修等の費用の前払又は償還が受けられない場合
- 四 不祥事発生時の監事の対応に係る費用等、臨時の活動に必要な費用について、費用の前払手続が定められていない場合
- 五 前各号に定める場合のほか、監査費用等の前払及び償還に関して、実効的な監査活動等の実施に支障が生じていると認められる場合